

広尾町中小企業等「新しい生活様式」導入支援事業補助金 のお知らせ

広尾町では、町内中小企業並びに個人事業主が新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、「新しい生活様式」「北海道スタイル」を実践・推進するため感染防止資機材の導入支援を行います。

【 補助対象事業者 】

- 1 町内に独立した事業所（店舗）を有し、補助金受領後引き続き1年以上事業を継続していく意思がある者（飲食店を除く）
- 2 町税等及び使用料の滞納がない者
- 3 国が示した「新しい生活様式」、各種業界が示したガイドライン、北海道が推進している「北海道スタイル」を満たす者、又は取組む者

【 対象期間及び対象経費 】

令和2年4月1日から令和3年4月30日までに導入（する）した感染症対策資機材
新しい生活様式、各種業界が示したガイドライン、北海道スタイル等、新型コロナウイルス感染症対策のために導入（する）した備品・設備工事等（消耗品を除く）に要する経費。

【 補助金の限度額 】

上限額は10万円とします。

【 申請期間 】

令和3年4月5日（予定）から令和3年5月31日まで。

【 特記事項 】

- 1 広尾町商工会は“広尾町中小企業等「安心宣言ステッカー」”交付条件のチェック項目を確認する。
- 2 事業申請時には領収書と実施状況が確認できる写真を添付すること。
- 3 申請の時点で営業を休止もしくは営業の実態が認められない事業者は、該当しません。
- 4 申請者が虚偽または不正な方法によって補助金を受けたと認めるときは、既に補助した補助金の全部または一部について、期限を定めて返還を命ずるものとします。
- 5 補助金の申請は1事業者1回とする。

【 問合せ先 】

事業実施主体：広尾町商工会

電話 01558-2-3101